

医 薬 第 1 8 6 6 号
令和3年(2021年)11月24日

(保健所設置市及び各総合振興局(振興局)保健環境部(地域保健室)長経由)
各医療機関(病院、診療所、歯科診療所)の管理者様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の院内感染対策に係る留意点等について

貴院におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、種々ご尽力頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでも、その留意点等について本年3月9日付け医薬第2577号(別紙写し参照)等によりお知らせしているところですが、今般、道内の医療機関において、集団感染事例が発生したところです。

貴院におかれましては、これまで様々な対策を講じられていることとは存じますが、院内における感染防止対策に一層努めていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

また、国からは、新型コロナウイルスワクチンが、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、感染や重症化を予防する効果も確認されており、時間の経過とともに感染予防効果や発症予防効果が徐々に低下する可能性はあるものの、重症化予防効果は比較的高く保たれていると報告されているところです。

つきましては、貴医療機関の患者や職員等で、ワクチンの未接種者がいる場合には、発症予防や重症化予防といったメリットのほか、副反応の発生といったデメリットも含め、正確な情報をご説明の上、接種をご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

地域医療推進局医務薬務課医務係
担当：椎葉
TEL 011-231-4111 (内線：25-352)